

国空安政第480号

令和8年6月4日

動力滑空機の所有者・使用者各位

国土交通省航空局安全部安全政策課長

電気を動力源とする発動機を装備した動力滑空機の整備について

電気を動力源とする発動機を装備した動力滑空機（以下、「電動の動力滑空機」という。）の運用が見込まれているところ、電動の動力滑空機に係る整備士資格については、従来のピストン発動機を装備する動力滑空機との差異が少ないことから、従来機と同じ動力滑空機の等級として取り扱うこととします。

しかしながら、電動の動力滑空機には発動機用の電気モーターや高電圧のバッテリー等が新たに装備されていることから、整備経験がない電動の動力滑空機を整備する場合には、事前に飛行規程や整備手順書から機体の概要、構造、諸系統、運用限界及び性能の理解に努めるとともに、製造者が整備手順書に定める注意事項等を遵守した整備を行うようにして下さい。

以上